

2025 年4 月1 日

東芝製昇降機の所有者様、管理者様、ならびにご関係者の皆様

東芝エレベータ株式会社

定期検査基準の見直しにつきまして

拝啓 平素より弊社製昇降機をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

弊社製品の定期検査基準を一部見直しいたしましたので、下記の通り技術情報を更新いたします。

更新された技術情報は、2025 年 4 月1 日より定期検査に適用となりますので、よろしくお願いいたします。

敬具

－記－

【変更情報1】

定期検査に関する技術情報、9-D-1「遮煙のりばドアの気密材検査基準」に対し、検査対象となる認定番号と認定日一覧を追加いたしました。

【変更情報2】

大臣認定番号CAS-0074,CAS-0105,CAS-0143につきましては、2005年12月1日の防火設備に関する告示の改正(平成17 年12 月1 日国土交通省告示第1392号)に伴い、定期検査において乗り場の戸の遮煙構造が『既存不適格』の判定になります。

【既存不適格の解消について】

CAS-0074(ドア型式DBL-2 のみ)はCAS-0220 への認定シール貼替えて『既存不適格』が解消できます。弊社と昇降機保守点検契約をご契約でないお客様については、弊社にご連絡をいただければ、認定シールを無償で送付させていただきます。

CAS-0074(ドア型式DBL-2 以外),CAS-0143,CAS-0105 はドア制御プログラムの変更が必要となりますので、有償でのご対応後、CAS-0220 への認定シール貼替えにより『既存不適格』が解消できます。

【弊社問い合わせ先】

お問い合わせ入力フォーム

<https://www.webcom.toshiba.co.jp/elevator/infomation1.php>

にてご連絡をお願いします。

以上